

平成25年2月13日

ご利用者(団体)各位

国立立山青少年自然の家所長
中舎 喜博

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金と施設を利用される方々から頂く施設使用料等の自己収入により成り立っていますが、運営費交付金につきましては、国の厳しい財政事情から、毎年、削減されてきているところです。

このような状況から、国立青少年教育振興機構内に、地方施設の利用に係る受益者負担の在り方を検討する組織を設け、地方施設の実情を踏まえた合理性のある受益者負担の在り方について検討してまいりました。

この検討結果、講師等宿泊室については、原則的に通常の研修利用では提供しておりませんが、下記の要件を満たす場合には、管理運営に係る実費相当分を負担していただくことで、研修利用において使用できることとなりました。

当施設においては、平成25年4月1日より、下記のとおり施設使用料にて講師等宿泊室を提供させていただくこととなりました。

何卒、上記の現状をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1人1泊につき使用料800円

講師等宿泊室を使用する場合は、事前に「講師等宿泊室使用申込書」を自然の家に提出し使用の許可を得るものとする。なお、講師等宿泊室使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 自然の家の管理・運営に関する指導・助言を依頼された者
- 二 教育事業等の実施に伴う講師等
- 三 利用団体の外部講師